

平成24年（ワ）第328号、平成25年（ワ）第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

第11準備書面

(原発に求められる安全性)

平成25年5月22日

金沢地方裁判所民事部合議B1係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明

外

第1 はじめに

第2 安全性の意義に関する従来の議論の誤り

1 従来の裁判例等における安全性の意義

2 従来の裁判例等における安全性の意義の根本的問題点

(1) 「社会通念」「社会観念」という曖昧な概念を用いていること

(2) 原子力発電と他の文明の利器の差

ア はじめに

イ 被害の甚大性と損害の補償が不可能であること

ウ 管理可能性の欠如

エ 代替技術の存在

オ 自己決定権の欠如

カ まとめ

3 その他の問題点

- (1) 安全性の認定の手法
- (2) 確率論に依拠することの問題点
- (3) 福島第一原発事故後の社会通念の変化

4 被告が引用する裁判例等の検討

- (1) 女川控訴審判決
- (2) 浜岡一審判決
- (3) 伊方調査官解説

第3 原告らの主張する安全性の意義

- 1 安全性を考える上での視座
- 2 絶対的なあるいはこれに準ずる程度に極めて高度な安全性
- 3 絶対的な安全性と解することは何ら社会通念に反しないこと
- 4 まとめ

第1 はじめに

被告は原子力発電所が備えるべき安全性の内容について、その危険性を「社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つこと」と主張している。

原告は平成24年12月11日付求釈明書(1)において、その具体的内容を明らかにするよう求釈明を行った。これに対し、被告は平成25年2月25日付被告準備書面(1)において、「その具体的内容について被告が釈明するところではない。」と回答した。被告は、自らが主張する安全性の内容を説明できないのである。

原告らは、本準備書面において、原子力発電所の安全性を考える上で、被告自身も説明できない「社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つこと」などという曖昧で不明確な概念を用いることには重大な問題があることや、被告が引用する伊方原発訴訟最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁の調査官解説（以下、当該最高裁判決を「伊方最判」、調査官解説を「伊方調査官解説」という。）の問題点等を指摘しながら、被告が主張するところの安全性が妥当でないことを論じ、その上で、原告の考える原発の安全性について、訴状における主張を敷衍して論じる。

第2 安全性の意義に関する従来議論の誤り

1 従来裁判例等における安全性の意義

従来裁判例においては、被告も引用するように、原発訴訟における安全性について、「抽象的には甚大な危険を伴い得るシステムであっても、法的評価の場面において、社会観念上無視し得る危険の許容限度を想定することが可能かつ必要である」（女川原発差止訴訟控訴審判決（仙台高等裁判所平成11年3月31日判決、以下「女川控訴審判決」という。））、「放射線、放射性物質の環境への排出を完全に防止することを意味するということはできず、放射線、放射性物質の環境への排出を可及的に少なくし、これによる災害発生の危

険性を社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つことを意味すると解するのが相当である」（志賀原発2号機差止訴訟控訴審判決（名古屋高等裁判所金沢支部平成21年3月18日判決、以下「志賀2号機控訴審判決」という。））などとされてきた。

このような安全性についての判断は、同じく被告が引用する浜岡原発差止訴訟一審判決（静岡地方裁判所平成19年10月26日判決、以下「浜岡一審判決」という。）やその他の裁判例でもほぼ踏襲されている。

また、伊方調査官解説も、「（ある科学技術の）危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合に、又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさととの比較較量の上で、これを一応安全なものとして利用」という立場、すなわち「相対的安全性の考え方が従来から行われてきた安全性についての一般的な考え方であるといつてよ」く、「原子炉の安全性についても、同様のことがい得る」として、伊方最判も安全性について同様の考え方に従っているかのように示唆している。

2 従来の裁判例等における安全性の意義の根本的問題点

(1) 「社会通念」「社会観念」という曖昧な概念を用いていること

ア 従来の裁判例及び伊方調査官解説は、後述するとおり、具体的な安全性の認定の手法など多くの点で重大な問題を抱えているが、これらに共通する根本的問題点の1つ目は、重大な人権侵害を引き起こす危険性のある原発の安全性について、「社会通念」「社会観念」などという曖昧で不明確な概念を用いていることにある。

イ 従来の裁判例及び伊方調査官解説が、「社会通念（社会観念）」をもとに安全性を判断している主な理由は、①仮に原子炉施設に求められる安全性が絶対的安全性であると解すると、原子炉施設の建設及び運転はおよそ不可能ということにならざるをえないこと、②もしも人間社会において存

在する物質・機器・施設等にすべて絶対的安全性を求めるとすると、現代社会における文明の利器はそのほとんどが存在を否定されることになり、そのような結論は「社会通念（社会観念）」に反することである。

しかし、上記の論法には看過できない飛躍がある。それは、①原子炉施設の建設及び運転を行うという結論ありきで原発の安全性を考えていること、②質的に全く異なる原子炉施設と他の文明の利器とを同列に並べ、ほかの文明の利器の存在が否定されるような結論はとりえないという判断をしていることである（②については、(2)において詳述する。）。

ウ ここで従来 of 裁判例において「社会通念」「社会観念」なる概念がどのように用いられてきたかをよく表すエピソードとして、女川原発差止訴訟一審判決（仙台地判平成6年1月31日判例タイムズ850号170頁。以下「女川一審判決」という。）において裁判長を務めた塚原朋一氏（以下「塚原氏」という。）の言葉を引用する。同判決は、従来 of 多くの裁判例と同様に、原発の安全性について「放射性物質の放出を可及的に少なくし、これによる災害発生をいかなる場合においても、社会観念上無視し得る程度に小さいものに保つことにあると解すべきである」としたが、塚原氏は、福島第一原発事故後、同判決を振り返り、以下のように述べている（磯村健太郎ほか『原発と裁判官』35頁以下）。

繰り返し出てくる「社会観念上」の根拠となるのは何だろう。この疑問に対して塚原さんは、「あれは、当時の私の社会観念です」と答える。

「これについては、いま、反省する気持ちがあります。わたしは裁判長をしていたとき、『なんで住民はそんなことを恐れているんだ？』『気にするのはおかしいだろう』と思っていました。その程度だったらいいじゃないかと考え、『無視しうる程度』という表現に至ったのです。」

東日本大震災で福島第一原発事故が起きたのを境に、人々は放射能に対して一挙に敏感になった。それまでほとんど聞いたこともなかった「シー

ベルト」や「ベクレル」といった単位が、日常会話のなかに登場するようになる。福島産品だけでなく、広く北関東の農産物まで避けようとする人たちも現れた。…（略）…

「…（略）…これを不合理だとか不合理でないとか言ってみても始まらない。現実の経済活動がそうなってしまっているわけです。ということは『その程度だったらいいんじゃないか』という、当時のわたしの感覚は相対的なものだったということになります。自分の子どもには『負の遺産』を負わせたくないという親の気持ちを思うと、わたし自身の考えも変わっていきました。社会がそうなると原子力発電所は難しい。」

このように、女川一審判決を下した裁判長自身が「社会観念」が曖昧かつ相対的なものであること、そして、「社会観念」の内容が福島第一原発事故後の現時点では変化していることを認めている。従来の裁判例は、判決当時、この程度の認識で「社会通念」「社会観念」という曖昧な概念を用いて、それに寄りかかって安全性判断をしてきたのである。

(2) 原子力発電と他の文明の利器の差

ア はじめに

従来の裁判例及び伊方調査官解説に共通する根本的問題点の2つ目は、原子力発電と他の技術の差を全く無視して議論をしていることである。以下述べるとおり、原発は他の技術とは異質な技術であり、安全性について同じように考えることはできない。

イ 被害の甚大性と損害の補償が不可能であること

ある技術が一定の危険性を有するにもかかわらず社会において許容されている理由として、その危険性から生じる損害が時間的・空間的に限定され、その危険を管理する者や保険等の制度によって償うことができる範囲に収まっていることが挙げられる。

例えば、我々にとって最も身近な技術である自動車についてみると、毎

年、交通事故により多数の死者が出ているが、その損害の範囲は一応限定されており、保険制度によってその損害は填補されている。自動車は、事故が起きた場合に十分な補償が行われることが確立しているため、社会内で許容されているのである。

これに対し、原発事故がもたらす損害は、他の技術とは量的にも質的にも異なり、損害の範囲を時間的・空間的に限定することはできず、損害を補償することは不可能である。すなわち、訴状でも主張したとおり、原発事故では大量の放射性物質が外部に放出され、周辺住民の生命、身体、遺伝子へ重大な影響を及ぼす。また、大気中へ放出された放射性物質は世界中に拡散し、甚大な環境破壊をもたらす。さらに、放射性物質には半減期が数万年単位になるものもあり、将来の世代へも被害が及ぶ。つまり、原発事故がもたらす被害は社会そのものの破壊であり、損害の範囲を合理的に限定し補償することは不可能である。

平成24年9月29日に政府の第三者委員会が明らかにした報告書では、福島第一原発事故によって東京電力が当面負担する賠償金の総額は4兆5402億円に上ることが明らかにされた。これはあくまで「当面」の賠償額であり、除染費用や廃炉費用なども含めると、この金額はさらに大きくなる。東京電力に上記の賠償金を負担する資力がないことは明白であり、何らかの支援策がなければただちに倒産状態に陥ることになる。

他方、原発に関する保険制度も十分なものとは言えない。日本の原子力損害賠償制度には三つの類型が存在する。まず、戦争などの社会的動乱や「異常に巨大な天災地変」の場合によって発生した原子力損害については、事業者は責任を負わず、補償の全額を国が負担する。ここにいう「異常に巨大」という文言は、関東大震災を相当程度以上上回るほどのものであるとの解釈が示されており、この条件にあてはまることは例外中の例外である。次に、民間保険会社の原子力部門によってつくられている原子力保険

プールが引き受け手となる「原子力損害賠償責任保険」がある。これは自賠責と同じ強制保険で、現在は一つの事業所あたり1200億円の賠償額が定められている。この保険が適用されれば、福島第一原発全体で1200億円の保険金が支払われることになるが、この保険には免責条項があり、地震や噴火、そして津波などの場合には免責される。また、そもそも前記のとおり福島第一原発事故で東京電力が負担する当面の賠償金は4兆5402億円にのぼり、保険金が支払われたとしても、十分な補償が行われなことは明白である。最後に、原子力事業者と国が契約を結ぶ「原子力損害賠償補償契約」がある。これは、民間保険会社が免責される場合に、国が補償金を1200億円まで支払う契約であり、事業者は国に対し補償料を支払っている。この契約については補償金の支払いはほぼ確実であるが、民間保険と同様、その金額は原発事故による損害を十分に補償するものではない。

このように、原発に関する補償制度ないし保険制度は、損害を十分に補償するものではない。加えて、福島第一原発事故を踏まえ、民間保険会社が保険契約の打ち切りを検討しており、不十分な保険制度さえ利用できない事態が生じているのである。

ウ 管理可能性の欠如

一般に、何らかの危険性を有する技術を利用する場合、その危険性を人間の手で管理することができることが、当該技術を利用する前提とされる。そして、その管理可能性は実証実験によって担保されるものである。

例えば、自動車は速度をコントロールすることが可能であり、速度をコントロールすることによって、事故の発生や事故から生じる損害もある程度コントロールすることができる。また、事故時の安全性は、各メーカーでの実証実験によって確認されている。

これに対し、原発は、その性質上、安全性を実証することは不可能であ

り、人間の手でその危険性を管理することもできない。すなわち、原発では、核分裂反応によりいったん臨界に達すると自然に収束することはない。福島第一原発ではメルトダウンを起こし、手がつけられない状態となった。現在も、汚染水の処理でさえ目途がたっておらず、原発という技術が人間の手で管理することができないものであることは明らかとなっている。また、原発はいったん事故を起こすと前記のとおり甚大な被害を及ぼし、放射性物質を無害化する技術が存在しないため、原発にさまざまな条件を適用し、安全性を実証することが不可能である。電力会社が主張する安全性は、あくまで計算によって導かれたものにすぎず、事故の際にシミュレーションどおりの結果となる保障は一切ない。

エ 代替技術の存在

ある技術がもたらす効用が社会にとって不可欠であり、それに代替する技術が存在しない場合に、ある程度の危険を甘受したうえでその技術を利用するという考え方は一応ありうる。例えば、自動車や飛行機は、常に事故の危険性を抱えているが、現代社会において移動手段として必要不可欠の存在であり、それに代わる技術はない。

これに対し、原発については、火力発電や再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱など）などの代替技術が存在し、近年目覚ましい技術革新を遂げている。したがって、甚大な被害を及ぼし社会そのものを破壊する危険性を甘受しながら原発を使い続けなければならない理由など全くない。

オ 自己決定権の欠如

何らかの危険性を有しながらも社会内で許容されている技術には、その技術のもつ効用と危険性を比較し、その技術を利用するか否かを選択する権利が個人に保障されている。例えば、自動車や飛行機については、遠くのところへ早く行けるというメリットと事故により生命、身体、財産に危険が及ぶというデメリットがある。個人にはメリットとデメリットを比較し、

自動車や飛行機を利用することを選択することもできるし、逆に利用しないことを選択することもできる。また、放射線技術を利用したレントゲンについても、それを利用することによって一定の放射線に被曝するというデメリットがあるが、他方で病気やケガの早期発見が可能となるメリットが存在する。個人は、放射線被曝のリスクと病気やケガの早期発見のメリットを比較し、レントゲンを利用するか否かを選択することができるのである。

これに対し、原発には個人の選択権が一切保障されていない。すなわち、原発が一旦事故を起こすと、放射性物質は広範囲に拡散し、条件によっては外国にまで広がる可能性もある。その結果、原発を許容する者も否定する者にも等しく被害が及ぶ。原発のリスクを回避する手段はなく、一部の者に対して原発の危険性を受け入れることが強制されているのである。

カ まとめ

以上のとおり、原発は他の技術とは異質な技術であり、他の技術と同列に扱うことは許されない。したがって、他の技術に対して絶対的安全性が求められていないからといって、原発に対しても絶対的安全性を求めることができない理由とはならないのである。

3 その他の問題点

従来 of 裁判例及び伊方調査官解説には、前記第2項で指摘した2つの共通する根本的問題点以外にも、いくつかの問題点があるので、本項で指摘する。

(1) 安全性の認定の手法

ア これまでの裁判例においては、安全性を「危険性が社会通念上無視し得る程度に小さいものに保つ」こととし、「安全審査を経ていること」あるいは「安全審査基準に適合していること」をもって、安易に原子力発電所の安全性を認めてきた。このような姿勢は志賀2号機控訴審判決に顕著にあらわれている。

イ すなわち、同判決は安全性の意義について、以下のように判示している。

この安全性は、前記のような原子力発電所の持つ危険性に鑑みれば厳しく審査する必要があるが、他方で、科学技術を利用した各種の機械、装置等については、絶対的に災害発生危険性がないという「絶対的安全性」は想定できないから、原子炉施設においても、放射線、放射性物質の環境への排出を完全に防止することを意味するということとはできず、放射線、放射性物質の環境への排出を可及的に少なくし、これによる災害発生危険性を社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つことを意味すると解するのが相当である。

そして、以下のように判示し、国の定める安全基準を前提として、これに適合していることをもって、安全審査をいわば「塗り直し」し、「安全性に欠ける点のないことを」の立証が成功したと認定している。

控訴人の主張立証を検討したところからすれば、本件原子炉施設の設置、設計及び運転は審査指針等の定める安全上の基準を満たしているということが出来る。したがって、前記審査指針等の合理性・相当性やその指針等への適合性について被控訴人らから控訴人の前記主張を揺るがす反論反証のない限り、控訴人は、本件原子炉施設が、その安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出したうえで主張立証を尽くしたということが出来る。(下線 原告ら)

ウ しかし、原子力安全委員会の責任者である班目委員長自らが、安全審査は上記判決が指摘した「平常時はもちろん、地震、機器の故障その他の異常時においても、一般公衆および従業員に対して放射線被害を与えず、かつ、万が一の事故を想定した場合にも一般公衆の安全が確保されることを基本方針としている」わけではなかったことを表明している。

エ また、万が一にも起こってはならないはずの事故が福島第一原発におい

て実際に起きてしまった際、国や電力会社は一般公衆の健康や安全をないがしろにし、何の安全確保をしないまま一般公衆の被曝を拡大させた。国会事故調の報告書でも、福島第一原発事故は、自然災害ではなく、「人災」であり、「被害を最小化できなかった最大の原因は『官邸及び規制当局を含めた危機管理体制が機能しなかったこと』そして『緊急時対応において事業者の責任、政府の責任の境界が曖昧であったこと』にある」と結論づけられた。

オ このような状況に照らせば、安全審査が一般公衆の安全確保を基本方針としているなどということは到底認めることはできず、国による安全基準自体が原子炉施設の安全性を担保できるものではないことが明白となった現時点においては、従来多くの裁判例のように、安全基準を合理性のあるものと認め、原子炉施設がこれに適合しているか否かによって安全性を判断するという従来認定の手法が許されないことは自明である。

(2) 確率論に依拠することの問題点

ア また、これまでの裁判例においては、原発が持つ危険性を社会通念上無視し得る程度に小さく保つ、と言いながらも、事故が起り得る「確率」だけに目を向けて、危険性を無視し得るかどうかを判断してきたように思われる。

イ 訴状でも述べたとおり、従来確率論は、考慮すべきリスクを考慮せず、不完全なデータに基づく虚構であり、確率的手法によって安全性を判断することは極めて不適切である。

また、人格権侵害の具体的危険性を考えるにあたって、事故が起こる「確率」のみならず、そのような「確率」と実際に起り得る侵害の「大きさ」を掛け合わせた「期待値」であるべきとの考え方もあるが、これも訴状で述べたとおり合理的な評価はできない。

ウ 仮に「期待値」について考えるとしても、事故が起こる「確率」がいか

に小さくとも、それがゼロでない以上は、起こり得る侵害の「大きさ」が極大ともいえる原発災害においては、その積から導かれる「期待値」は、社会通念上無視し得る程度に小さいとは到底言えない。すなわち、福島第一原発事故で明らかとなったように、原発事故によって起こる被害の大きさは「 ∞ (無限大)」に等しく、「期待値」も「 ∞ 」に等しいと言えるのである。

エ まして、世界において、1979年のTMI事故以来、チェルノブイリ事故、福島第一原発事故とわずか30年余りの間にすでに3回もの過酷事故が発生したこと（1954年に運転を開始した世界最初のオブニンスク原子力発電所の稼働開始から考えても、約60年の間に3回もの過酷事故が発生している）からすれば、過酷事故が起こる「確率」は、侵害の「大きさ」を無視できるほど小さいものとは到底いえないのである。

(3) 福島第一原発事故後の社会通念の変化

平成25年3月1日付原告ら第8準備書面でも詳述した通り、福島第一原発事故後の世論の状況は、脱原発、あるいは脱原発依存へと大きく転換した。

福島第一原発事故以降、パラダイムシフトにより、多くの国民が原発の安全性に疑問を呈し、その危険性が無視し得る程度に小さいとは考えなくなったとみるべきであり、原発においては絶対に過酷事故が起こってはならないと考えるようにと社会通念自体が変化すると評価することができる。

したがって、従来の裁判例の多くがそうしてきたように、安全基準を合理性のあるものと認め、これに適合していることをもって安易に安全性を認めることは、現在の社会通念に著しく反するというべきである。

4 被告が引用する裁判例等の検討

以上指摘した問題点に沿って、被告が引用する裁判例及び調査官解説を批判的に検討する。

(1) 女川控訴審判決

女川控訴審判決は、原子力発電所の事故の深刻さという特殊性をとらえ、他の社会的な事故と原発の事故とでは異なる配慮が必要であるとして以下のように判示している。

原子力発電所の危険性の有無を判断するに当たっては、原子力発電所の事故の深刻さという特殊性を念頭に置き、他の社会的な事故との比較においても、十分に安全側に立った慎重な認定・評価をする必要があるということは否定できない。

もっとも、女川控訴審判決は、上記判示に先立って、以下のようにも判示している。

原子力発電所の運転も、これに関する事故の発生危険性も、法律的に評価するときは、結局、これを社会的かつ有限な事象としてとらえざるを得ないのであって、…（略）…原子力発電所の事故発生の具体的な危険性の有無を超えて、論理的ないし抽象的・潜在的なレベルでの危険性が少しでもあれば一切原子力発電所の建設・運転が許されないという判断基準を…（略）…採用することができない。

このように、原発の建設・運転に伴うリスクについても、他のリスク事象と同一平面上において検討せざるを得ないと予め述べているのであるから、その後で異なる配慮が必要と述べても、結局のところ、ただの言葉遊びにしか聞こえないのである。

そして、これらに続く箇所でも、前記のとおり「抽象的には甚大な危険を伴い得るシステムであっても、法的評価の場面において、社会観念上無視し得る危険の許容限度を想定することが可能かつ必要である」と安全性について、従来の裁判例の多くとさほど変わらない判断をしているのである。

原発の事故の深刻さを真に重視し、他の社会的な事故と原発の事故とでは全く異なる配慮が必要であると真摯に考えるならば、原発における事故は、

他の社会的な事故とは本質的にまったく異なるものとしてとらえなければならぬが、女川控訴審判決にはそのような視点は結局のところ欠けていたのである。

(2) 浜岡一審判決

浜岡一審判決は、安全性の意義に関する判断の前提として、以下のように判示している。

炉心熔融その他の重大事故による核分裂生成物等の大量放出等、原子炉施設が内包する潜在的な危険性を考えれば、平常時はもちろん、地震、機器の故障その他の異常時における万が一の事故を想定した場合にも一般公衆の安全が確保されることが原子炉施設の設置、運転上不可欠なものとして要求されている（下線及び強調 原告ら）と認められる。このことは、一般的に「原子炉施設の安全性」として理解されているが、この「原子炉施設の安全性」が確保されないときは、周辺住民等の人格権侵害の具体的危険性が生じると認定することが可能となる。

浜岡一審判決は、このように原発の特殊性に言及し、万が一の事故を想定した場合にも一般公衆の安全が確保されることは「不可欠」であるとまで言いながらも、安全性については他の裁判例と同様に「危険性を社会通念上無視し得る程度に小さく保つこと」と解し、さらに国の諸規制に従って設置・運転されているだけで危険性は社会通念上無視し得る程度に小さく保たれているとして、結局は安易に安全性を肯定する判断を行っている。判決内部に自己矛盾とすら呼べるほどの重大な問題を抱えているのである。

本来「不可欠」ということは、安全が絶対的に確保されていなければならないことを意味するはずである。浜岡一審判決の判示では、まさにこの「万が一の事故を想定した場合にも一般公衆の安全が確保されることが（略）不可欠のものとして要求されている」という点こそが重要なのであり、そのような問題意識が正しく反映されるような厳格な判断基準によって安全性が判

断されるのでなければ、いくらこのような言葉を並べても、単なるレトリックとして虚しく響くだけである。

(3) 伊方調査官解説

ア 伊方最判の調査官解説には、あたかも伊方最判の趣旨として「絶対的な安全性」を要求すべきではないと述べているかのような記載が見受けられるが、これは伊方最判の趣旨をミスリードしたものである。

イ まず、伊方調査官解説は、立論の前提として「その危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に」とした上で、比較衡量的な相対的安全性の考え方が用いられると述べている。

しかし、原発訴訟においては、まさにこの「危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられるかどうか」という点が問題であり、前記第2第2項(2)ウで詳しく述べたとおり、原発の特殊性を考慮すれば、その危険性の相当程度が人間によって管理できるとは到底考えられない。福島第一原発事故の経緯がそれを物語っている。伊方調査官解説は、このような前提を当然なものとして立論している点で不当である。

ウ また、伊方調査官解説は、科学技術を利用した各種の機械や装置等は、危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさとの比較衡量のうえで利用されており、原発についても同様のことが言い得ると述べている。

しかし、原発訴訟においては、このような比較衡量による安全性判断が、原発のもつ特殊性ゆえに許されないものであることは、前記第2項(2)で述べたとおりである。

エ このように、伊方調査官解説は、伊方最判が「万が一にも災害が起こらないようにする」と述べた点を不当に矮小化し、安全性について緩やかな解釈を認めるものであり、伊方最判の趣旨に沿ったものとはいえない。

第3 原告らの主張する安全性の意義

1 安全性を考える上での視座

- (1) では、原発の安全性は、どのようにして措定されなければならないのか。

それは、伊方最判も述べるように、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第24条第1項第3号及び第4号が原子炉設置許可の基準を定めた趣旨から考える必要がある。伊方最判は、上記の趣旨について、原子炉がその稼働により内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであり、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、原子炉施設による放射線被曝等の災害が万が一にも起こらないようにすることにあると判示している。

- (2) 原子炉施設による放射線被曝等の災害によって我々が被る危害は、コミュニティの破壊、回復不能性、広範囲性及び長期性という極めて特殊な特徴をもっており、非常に深刻な被害である。

伊方最判は、このような非常に深刻な被害を念頭に置いて、原発災害については、万が一を許してはならないということを既に宣明していたのである。

- (3) 我々は福島第一原発事故によって多くの犠牲を払い、原発による被害がどれほど悲惨なものであるかを学んだはずである。

そうであれば、原発に求められる安全性とは、万が一にも過酷事故を起こしてはならないとする伊方最判の前記判示の趣旨を全うする方向で検討されなければならない。

2 絶対的なあるいはこれに準ずる程度に極めて高度な安全性

- (1) 前項で述べたとおり、原子炉施設における安全性は、原発のもつ本来的な危険性や特殊性に鑑みて、伊方最判の判示の趣旨、すなわち、原子炉施設に

よる「放射線被曝等の災害が万が一にも起こらないようにする」ことが、法規制の趣旨であるということから考えていく必要がある。

- (2) ①前記第2第2項(1)で述べたとおり、従来の裁判例が用いてきた「社会通念」「社会観念」という概念は曖昧不明確である点でそもそも用いられるべきではないこと、②前記第2第2項(2)で述べたとおり、原子力発電のリスクと他の技術のリスクとの根本的・質的な差異を真正面に据えるべきであること、③前記第2第3項(2)で述べたとおり、危険性判断に当たって安易に確率論に依拠すべきではなく、また、原発災害では起こりうる侵害の「大きさ」が無限大ともいえること、④前記第2第3項(3)で述べたとおり、福島第一原発事故以降の現時点においては、国民の大多数は原発の安全性に不安を感じており、社会通念そのものが大きく変化した、パラダイムシフトをしたといえることからすれば、原発の安全性とは、原発において絶対に放射線被曝等の苛酷事故が起こらないことと解すべきである。

すなわち、福島第一原発事故を経験した今、原発については万が一にも事故が起こらない、絶対的な安全性が要求されているのであり、そうであるならば、安全性の意義について、「社会通念上無視し得る程度に小さく保つ」ことという曖昧不明確な基準をそもそも用いるべきではなく、端的に、「**絶対的なあるいはこれに準ずる程度に極めて高度な安全性**」とすべきなのである。

- (3) 念のため述べるが、原告らのいう「絶対的な安全性」は、伊方調査官解説にいう「絶対的な安全性」とは、全く異なるものである。

伊方調査官解説が「一般に、科学技術の分野においては、絶対的に災害発生の危険がないといった『絶対的な安全性』というものは、達成することも要求することもできないものといわれて」いると指摘する際に、そこで想定されている「絶対的な安全性」とは、どんな災害も起きないという意味での安全性を指しているようであるが、原告らはそのような意味での安全性まで

要求されると主張しているのではない。

原告らが主張しているのは、あくまで伊方最判が述べるとおり、原子力発電所による**重大な災害、過酷事故**が**万が一にも起こらないようにするための安全性**であり、その意味で、絶対的なあるいはこれに準ずる程度に極めて高度な安全性が求められると主張しているのである。

3 絶対的な安全性と解することは何ら社会通念に反しないこと

(1) ここで、再び従来の裁判例に目を向けてみたい。

前記第2第2項(1)で述べたとおり、従来の裁判例は、原子炉施設に絶対的安全性を求めることができない理由として、仮に人間社会において存在する物質・機器・施設等にすべて絶対的安全性を求めるとすると、現代社会における文明の利器はそのほとんどが存在を否定されることになり、そのような結論は社会通念に反する、という点を挙げていた。

(2) しかし、この立論が看過しがたい飛躍をふくむことは前記第2第2項(1)(2)で詳しく指摘したとおりである。原子力発電所については、その危険性はほかの文明の利器とは本質的に異なるものであり、万が一にも福島第一原発事故のような過酷事故、重大な災害を起こしてはならないとの視点から、絶対的なあるいはこれに準ずる程度に極めて高度な安全性を求めることは何ら社会通念に反するものではない。

福島第一原発事故のような過酷事故、重大な災害が絶対に起きないという意味で、「絶対的なあるいはこれに準ずる程度に極めて高度な安全性」を有していると明らかにできないのだとすれば、そのような危険性を有するものを利用すること自体が大きな誤りなのである。

(3) そして、原発の安全性について、絶対的な安全性を求めることによって、仮に原子炉施設の建設及び運転がおよそ不可能になるとしても、福島第一原発事故によるパラダイムシフトを経た現在では、なおさらその結論が社会通念に反するものともいえない。

この点に関連して、女川控訴審判決は、女川原発について、一定の運転の必要性が認められる一方、これによって、控訴人らに被害をもたらす具体的な危険性があるとは認め難いと判断しながら、当該判断は、「飽くまでも、現時点における差止請求権の存否についてのものであり、今後の本件原子力発電所及び他の原子力発電所等における運転状況ないしトラブル発生の状況、原子力発電所の必要性をめぐる各種の状況の変化（前示のとおり、原子力発電所の特殊性にかんがみ、原子力発電所の必要性自体が現在に比して著しく減少すれば、これを理由としてその建設・運転の差止めが認められる余地があると解される。）などにより、将来において、本件原子力発電所の長期的ないし一般的な差止め（仮処分を含む。）を肯定すべき事態が生ずるかどうかは、別個の事柄というべきである。（下線 原告ら）」と述べている。

上記女川控訴審判決の判示するところは、原発事故の発生や様々な社会情勢の変化により、「社会通念」が変わり、その結果差止請求を肯定すべき事態が生ずることはありうるというものであり、およそ原発に絶対的な安全性を求めたら当然に社会通念に反するというような考え方は採られていないのである。

4 まとめ

以上述べたとおり、原告らは、二度と福島第一原発事故のような過酷事故、重大な災害を起こしてはならないとの視点から、原発の安全性として、絶対的なあるいはこれに準ずる程度に極めて高度な安全性が求められると主張しているのであり、この考え方は、伊方最判の判示の趣旨を敷衍したものにほかならないのである。

以上